



11月は児童虐待防止推進月間です

○児童虐待ってなに？

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、閉じ込める、戸外にしめだすなど

性的虐待

性的暴力、性器を見せる、裸にしてビデオや写真を撮るなど

ネグレクト

病気になっても病院に連れて行かない、学校に行かせない、長期間風呂に入れない、衣類や下着など着替えさせず不潔なままにする、食事を与えないなど



心理的虐待

言葉による脅かし、子どもを無視する、心を傷つけることを繰り返し言う、他のきょうだいと差別する、子どもの目の前で家族に暴力をふるうなど

※「虐待」とは、子どもが心や体に傷を受けた体験をいいます。子ども時代に受けた心的トラウマにより、大人になってからも社会生活を送るうえで大きなハンディを長期的に背負わされることになります。虐待はどのような理由であっても、正当化されるものではありません。もし、虐待（虐待の疑い）の相談を受けた場合、目撃した場合は、相談先に連絡をしましょう。

○相談先について

☆古河市子育て包括支援課

電話；0280-48-6884

LINE 相談；「古河市虐待・DV ほっと LINE」

☆筑西児童相談所

電話；0296-24-1614

☆いばらき虐待ホットライン（24 時間）

電話；0293-22-0293

☆児童相談所全国共通ダイヤル（24 時間）

電話；189 通話料無料

※相談を受けた場合も目撃した場合も一人で抱え込まずに相談してください。



一人で悩まず
相談してね。